

西尾市 課税標準の特例(例)

資産の種類		特例率	適用条件	添付書類
公共の危害防止施設等	汚水・廃液処理施設	1/2	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	処理施設設置届出書の写し、設計図面の写し
	ごみ処理施設	1/2	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	
	一般廃棄物最終処分場	2/3	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	
	産業廃棄物処理施設	1/3	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	
	下水道法に規定する除害施設	4/5	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分 (注1)	
浸水防止用設備 (課税から5年度分)	2/3	平成29年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	浸水防止設備の設置が確認できる書類の写し	
内航船舶	1/2	期限なし	事実を証明する書類	

(注1)新たに下水道の排水区域となったことにより、除害施設の設置義務が生じる既存事業者に限る。